

北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）

都市計画南原・殿川町地区地区計画を次のように変更する。

名称	南原・殿川町地区地区計画
位置	苅田町大字南原、殿川町の各一部
面積	約 18.0 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、町東部のほぼ中央にあり、町の拠点に近接している。また、県道 25 号の西側沿道にあり、北に東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジ及び北九州空港、東に苅田港、西に国道 10 号があり、広域交通の便に優れている。</p> <p>このような地理的な好条件を生かし、沿道型の産業が集積する業務市街地を形成するため、苅田町都市計画マスタープランにおいて『沿道型工業系複合交流ゾーン』として位置付け、主に沿道型工業（運輸業、倉庫業等）及び商業（小売業、飲食業）での土地利用を図っていくこととしている。</p> <p>本地区計画は、このような土地利用への適正な誘導を行うことで沿道型の業務市街地の形成等を図り、もって町全体の活性化、利便性の向上等を図ることを目標とする。</p>
土地利用の方針	<p>地区を 4 区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>(A 地区) 幹線道路沿いの立地条件を生かし、工業施設や沿道利用者、周辺工場従業者、近隣住民のための便利施設の集積を図る。</p> <p>(B 地区) 幹線道路沿いの立地条件を生かし、主として沿道利用者、周辺工場従業者、近隣住民のための便利施設の集積を図る。</p> <p>(C 地区) 工業施設や流通業施設の集積を図る。</p> <p>(D 地区) 緑地整備を推進しつつ工業施設や流通業施設が立地する地区として土地利用を図る。</p>
地区施設の整備の方針	地区内外の交通環境を向上させるとともに土地の有効利用を図るため、区画道路を整備する。
建築物等の整備の方針	良好な業務市街地の形成を図るため、用途の制限、形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限について定める。 公共交通の利用の促進を図るため、バス停留所を整備する。

地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 1 号線 幅員 14m 延長約 450m 区画道路 2 号線 幅員 12m 延長約 270m			
	地区の区分	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
	面積	約 1.1 ha	約 4.6 ha	約 3.6 ha	約 8.7 ha
	用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの</p> <p>(5) ガソリンスタンド</p> <p>(6) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの</p> <p>(9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(10) 畜舎</p> <p>(11) 建築基準法別表第 2 (る) 項第 2 号に掲げるもの</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) ガソリンスタンド</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内のものを除く。）</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡を超えるもの</p> <p>(9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(10) 建築基準法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（当該地区内の工場で製造し、又は加工する製品を主に販売し、又は提供する店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以内のものを除く。）</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) 建築基準法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2 で定める運動施設</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類するもの</p> <p>(9) 畜舎</p> <p>(10) 建築基準法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの</p>
形態又は意匠の制限	(1) 屋外に設置する室外機等の建築設備は、原則として、露出せず、やむを得ず露出する場合は、目隠しを設置し、又は建築物と一体となったデザインを施すものとする。 (2) 屋外広告物は、色彩、大きさ、設置場所等に配慮し、周辺の景観を損なわないものとする。				
垣又は柵の構造の制限	道路に面する部分の垣又は柵（門柱及び門扉を除く。）は、生け垣又は高さ 60cm を超える部分が透視可能なフェンス、鉄柵等とする。				
建築物等に関する事項	用途の制限				

区域の整備・開発及び保全の方針

北九州広域都市計画地区計画の変更（苅田町決定）計画図

